

三次市 SHIBUYA QWS イベントスペース 利用ガイドライン

当ガイドラインは、三次市が募集する事業者等が、SHIBUYA QWSのイベントスペースを使用してイベント等開催する際に順守しなければならない事項を規定するものです。

1 施設名

SHIBUYA QWS (渋谷キューズ)

2 所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア (東棟) 15階

3 施設用途

共創施設

4 営業面積

約2,600㎡

5 営業時間

利用時間： 9:00～22:00 (最終受付21:30)

休館日： 年末年始、別途指定された日

6 運営会社

渋谷スクランブルスクエア株式会社

7 イベントスペース

(1) クロスパーク

① ご使用料金等

月1回(最大6時間)まで無料

※ 以降6時間33,000円、終日66,000円

※ 電気代、照明空調設備、Wi-Fi、備品は無料

② 収容人員

最大60人(スタッフ関係者含む)

③ その他

ア イベント受付場所はSHIBUYA QWS事務局(以下、「QWS事務局」という。)が指示する箇所に設置してください。

イ イベント参加者名簿を作成してください。有事の際にはQWS事務局より共有を要請される場合があります。

(2) プレイグラウンド

① ご使用料金等

月1回(最大13時間)まで無料

※ 以降6時間16,500円、終日33,000円

※ 電気代、照明空調設備、Wi-Fi、備品は無料

② 収容人員

最大30人(スタッフ関係者含む)

③ その他

ア イベント受付場所はQWS事務局が指示する箇所に設置してください。

イ イベント参加者名簿を作成してください。有事の際にはQWS事務局より共有を要請される場合があります。

(3) シェアキッチン

① 月1回（最大6時間）まで無料

※ 以降6時間16,500円 終日33,000円

※ 電気代、照明空調設備、Wi-Fi、備品は無料

② 収容人員

最大8人収容（スタッフ関係者含む）

③ その他

ア イベント受付場所はQWS事務局が指示する箇所に設置してください。

イ イベント参加者名簿を作成してください。有事の際にはQWS事務局より共有を要請される場合があります。

ウ 調理器具や飲食物提供に関わる貸出し備品はありませんので、必要備品は各自お持ち込みください。持ち込む物品によっては費用が発生する場合があります。

エ 飲食物を取り扱う利用については、予めご相談ください。

8 使用時間

(1) いずれのイベントスペースも9:00から22:00までです。使用時間には準備、片付け等の一切の時間が含まれます。9:00以前や22:00以降の時間外延長は不可です。

(2) 使用後は机、椅子等の原状回復をお願いします。

(3) 会場の予約期間はイベント実施日の3か月前から2週間前までです。その期間外では予約できませんのでご注意ください。

9 お支払い

(1) 無料時間枠を超えての利用等、別途費用が発生する場合は、使用者が当日QWS事務局の指定する方法（現金、クレジットカード等）で、直接QWS事務局にお支払いください。

(2) その他イベント実施に係る経費は使用者でお支払いください。

10 キャンセル

予約確定後に正当な理由なく申請者の都合で使用を取り消される場合（日時変更を含む）は、キャンセル料は発生しませんが、以降のイベント利用の予約が取れにくくなる場合があります。

11 イベントの同時開催

クロスパークとプレイグラウンドでのイベント同時開催は原則不可です。また、同一の申請者による併用利用もできません。

12 備品

(1) 机や椅子についてはイベント利用時に使用して頂くことは可能です。当日利用したいテーブル数や椅子の数は、予め利用を確約させていただくことは出来ませんのでご了承ください。

- (2) プロジェクター、スピーカー、スクリーン、マイクは無償貸出可能です。
- (3) クロスパーク、シェアキッチンにおいては有線LANがあります。

1.3 搬出入

- (1) 大型機材、備品等の搬出入がイベント実施に必要な場合、必ず2週間前までにご相談ください。別途市からQWS事務局へ申請します。
- (2) 手持ちで運べる機材や備品等については「QWSオフィス専用のエレベータ」からお持ち込みください。但し、台車の利用は禁止されています。
- (3) 諸道具類の搬出入は、壁面、床等に養生を行い、使用者の責任において実施してください。

1.4 使用の用途

- (1) 興行（演芸やスポーツ、歌、ダンスなどのショー）を行う行為は法律上不可とされています。トークイベントやセミナー、ワークショップ、勉強会等の目的で使用してください。
- (2) 展示についても使用用途外となるため、実施内容を相談させていただく場合があります。

1.5 飲食物を取り扱う場合

外部から飲食物を持ち込んでのケータリングは実施できません。ケータリング有料プランがありますので、予めご相談ください。

1.6 ゴミ等の処理

利用後は、使用者において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。会場でごみ処理を依頼する場合は有料となります。特別な清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を負担していただく場合があります。

1.7 使用の制限について

次のいずれかに該当する場合は、使用を制限させていただきます。

- (1) 申請書の記載事項が実際とは異なる場合。
- (2) 当スペースの使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸した場合。
- (3) 当ガイドライン、その他QWSが定める規則等に違反した場合。
- (4) 催事内容に強引と思われる署名、勧誘、マルチ商法に関連する活動、キャッチセールス等の行為がある場合。
- (5) 公共性の低いと思われる「政治・宗教・信仰」に関連する活動内容である場合。
- (6) 公序良俗に反する行為、法律に抵触する行為を行う恐れがある場合。
- (7) 反社会的勢力であると判断される場合。
- (8) その他管理運営上支障のある、または支障が予測されると判断した場合。

1.8 注意事項・禁止事項

- (1) 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理、楽屋等での事故防止は使用者で責任をもって行ってください。
- (2) 危険物の持ち込みは禁止いたします。
- (3) 所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- (4) 施設内での原状回復困難な行為は一切禁止します。

1.9 免責及び損害賠償

- (1) 天災，火災，その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合，これによる催事の中止に伴う損害については，本市は賠償の責を負いません。
- (2) QWSの都合により，イベントスペースの使用停止を求めることがあります。催事の中止に伴う損害について，本市はその賠償の責を負いません。
- (3) 展示品並びに使用者及び第三者の所有物の盗難，毀損等による損害及び来場者等の人身事故については，本市は賠償の責を負いません
- (4) 施設の機材，設備等の故障によりイベントを実施出来ない場合，中止に伴う損害については，本市は賠償の責を負いません。
- (5) QWS設備内外の建造物，設備，備品を汚損，毀損，または紛失した場合，使用者はこれを現状に回復し，QWSが算定した原状の回復に要する直接及び間接の費用の一切を賠償していただきます。
- (6) 他の使用者，渋谷スクランブルスクエア館内テナント，または来館者等に対して損害を与えた場合は，相手方が被った損害を賠償していただきます。この場合，本市は一切の賠償の責を負いません。
- (7) 本ガイドラインに定める事項のほか，使用者がSHIBUYA QWSに関連するガイドラインが示す使用規則等に違反した場合は，これによる損害を賠償していただきます。

20 参加資格

以下のいずれかに該当する方は当該事業に参加することができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者。
- (2) 三次市が定める本ガイドライン及びSHIBUYA QWSに関連するガイドラインの内容を承諾せず，順守できない者。

21 取材・撮影について

イベントに際して取材や撮影を行う場合は，2週間前に申請してください。